

**第7回圏域部会（4月19日）での議論を踏まえた
地方公共団体、経済団体からの意見等**

（ 参 考 資 料 ）

青 企 第 41号
平成18年5月15日

国土交通省国土計画局地方計画課長 殿

青森県企画政策部長



国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、経済団体からの
意見聴取結果への意見について

平成18年4月21日付け事務連絡のあったこのことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

本県では、広域地方計画は、ブロック単位の地方ごとに、国と都道府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定されるものであることから、区域決定に当たっても、関係する地方公共団体や経済団体が参画の下、共通の認識を持てるような体制作りをした上で決定すべきであると考えます。

については、広域地方計画における区域を決定する前に、改めて地方公共団体、経済団体等が、それぞれの役割を担える区域について具体的に検討することができる機会を設けることが必要であるものと考えます。

圏域部会において、区域については部会としての基本的な考えを示した一方で、地元の考えも入れて今後調整していきたいとの意見がありましたが、具体的にその調整の内容が検討されているのであれば、どのような時期に、どのような形で行われるのかをお知らせくださいますようお願いいたします。

担当：青森県企画政策部企画課
基本計画推進G・坂本主査
電話：017-734-9129
FAX：017-734-8027

平成18年5月18日

青森県企画政策部長 殿

国土交通省国土計画局地方計画課長

「国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、経済団体からの意見聴取結果への意見について」について（回答）

平成18年5月17日付で照会のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

広域地方計画区域の設定においては、「関係する地方公共団体や経済団体が参画の下、共通の認識を持てるような体制作りをした上で決定すべき」とのお考えのとおり、これまでの圏域部会での議論を踏まえ、部会としての考えを示しつつ、地方公共団体や経済団体のご意見を伺ってきたところであります。

「具体的な調整の内容」につきましては、第7回圏域部会における部会長の発言にもあるように、区域設定の基本的考え方を明確にしつつ、地方公共団体や経済団体からいただいたご意見との調整を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、国土交通行政へのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

【担当】

国土交通省 国土計画局 地方計画課

石堂 康介

電 話：03-5253-8364（内 29-534）

メール：ishidou-k2e5@mlit.go.jp

政 号 外
平成18年5月9日

国土交通省国土計画局地方計画課長 殿

宮城県企画部政策課長
(公印省略)

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見について (回答)

平成18年4月21日付け事務連絡で依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 意見

「東北地方7県(パターン1:現状区分)が適当」

2 理由

- これまでの全国総合開発計画、ブロック計画の対象区域であることから、新潟も含めた7県が適当である。
- 北海道東北地方知事会、経済団体など、歴史的にも新潟県と東北6県の結びつきは強く、東北インテリジェントコスモス構想、大規模災害時の北海道東北8道県相互応援に関する協定書など、様々な分野で連携を重ねてきた実績もあることから、広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していく広域地方計画の目的に合致した区域である。

担当：政策調整チーム 野辺

TEL 022-211-2408 FAX 022-211-2493

Eメールアドレス seisakus@pref.miyagi.jp

事 務 連 絡

平成18年5月15日

国土交通省国土計画局地方計画課長 殿

山形県総務部改革推進室長

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、
経済団体からの意見聴取結果について（回答）

平成18年4月21日付け事務連絡にて報告のありました標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

1 柔軟な区割りの設定について

政策課題毎に応じて、隣接県をはじめとする様々な県と複数のパターンを設定している県際間の連携の実態等を踏まえ、1つの県が複数の区割りに属することも柔軟に認められるべきである。

2 基本的な区域割について

知事会をはじめ東北7県のこれまでの取組み実績と、この度の意向調査で明らかになった7県が妥当であるとする多数意見を尊重し、先に提出した理由により新潟県を含めた7県による区割り（パターン1）を設定すべきである。

3 その他

今回の部会で議論がなされたとおり、圏域設定には論理に一貫性が必要であり、今後の圏域設定のとりまとめにあたっては、各地域の意見が反映されるよう緊密な調整が図られるよう希望する。

※ 広域地方計画の区割検討案に対する意見（平成18年3月31日付、政企第769号）を参考までに添付。

広域地方計画の区域検討案に対する意見

都府県名 山形県

1 柔軟な区域割の設定について

- ◎ 県際間の連携については、産業、環境、文化など多様な政策課題に応じて、隣県をはじめ様々な県との複数のパターンを設定して連携している実態などを踏まえ、1つの県が複数の区割りに属することも柔軟に認められるようにすべきである。

2 パターン1（東北7県、現状区分）について

- ◎ 基本的な区域割としては、以下のような観点から、パターン1が妥当である。

(1) これまでの東北7県一体となった取組みをさらに発展させるための区割りの設定

- 東北地域では、知事会をはじめ、新潟県を含めた7県の枠組みを基本として、これまで、社会資本整備、災害対応、環境保全、観光振興などの分野で一体となった取組みを着実に展開してきた。また、最近では、グローバル化に対応した経済戦略など、新たな視点からの連携の取組みも始動したところである。
- 広域地方計画の理念は、地域の主体的な取組みを基本に据え、国がそれらを支援するものであり、こうした東北7県が一体となった地域の取組みの実績を尊重して、それらを発展させることが可能となるよう、新潟県を含めた7県による区割りを設定すべきである。

(2) 東北地域の自立的発展の可能性を高めるための区割りの設定

- 新潟県を含めた東北地域では、これまでに「縦軸」と「横軸」による、圏域全体をカバーしうる高速交通基盤の整備が進展し、広域ブロックの一体性の骨格となる格子型（ラダー型）の地域構造が形成されつつある。
- 今後、とりわけグローバル化が拡大・深化するなかで、東北地域が世界において特性を発揮し、国際的な存在感を高めていくためには、こうした地域構造を有効に活かしていくことが必要である。具体的には、高次の学術研究機能や都市機能、産業機能などが先行して集積しつつある東北内陸地域及び太平洋地域と、成長著しい東アジアに面する日本海沿岸地域のネットワーク関係をさらに密にし、広域経済圏の形成を通じてスケールメリットの発揮を目指すなど、将来における自立的発展のポテンシャルをより強固なものとしていく必要がある。

このようななかで、新潟県は、東北の中核都市である仙台市と並ぶ、日本海側の拠点都市である新潟市を抱え、日本海における最大の国際港湾である新潟港、東アジア諸国等との定期便が就航する新潟空港など、グローバルゲートウェイ機能をも有している。これら新潟県の有する拠点性や機能を、東北全体で共有化し、アジア諸国との経済交流の強化や環境、食料などの分野での連携の取組みを促進する必要がある。

このため、日本海沿岸地域などにおける未完成の高速交通網の整備も戦略的に進めつつ、縦軸と横軸の高速交通基盤を活かし、新潟県を含めた広域ブロックを単位として、こうした独自の国際交流・連携を行う力を有する自立した圏域を形成していくことが、国土政策上も重要である。

- さらに、圏域の自立的発展を支える基盤として、生活の安全・安心の確保が必要不可欠である。新潟県と東北6県においては、大規模災害時における相互応援協定をはじめ、緊密な連携のもと、広域的な危機管理体制を構築しており、新潟県中越地震においてもこれら機能が発揮されたところである。
- ◎ このように、これからの地域の発展にとって重要となるグローバル戦略の展開、安全・安心な国土づくりといった国土政策上の重要課題への対応を図っていく観点からも、新潟県を含めた東北7県の枠組みが必要である。

3 パターン2～4（東北6県）について

- 東北地方では、経済界の協力を得ながら、新潟を含めた東北7県が一体となって、社会資本整備、災害対応をはじめとした地域課題への対応を図っている。こうした取組みをより発展させるという観点から、新潟県を除外するパターンは望ましくない。
- 新潟県は、日本海側における拠点性と国際戦略を展開する上で重要となるグローバルゲートウェイ機能を有しており、今後における東北地域の一体的な発展にとって、新潟県は必要不可欠である。こうした基盤と機能を共有化し、東北地域の自立的な発展を確保していくためにも、新潟県を除外する本パターンは望ましくない。

18企調号外
平成18年5月24日

国土交通省
国土計画局地方計画課長 様

福島県企画調整部長
(公印省略)

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、
経済団体からの意見聴取結果について (送付)

平成18年4月21日付け事務連絡において意見照会のありましたこのことについて、
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 企画調整総務領域計画評価グループ 主事 長沼

電話 024-521-7809 FAX024-521-7911)

国土形成計画広域地方計画区域に関する意見

1 意見聴取結果の分類について

平成18年4月19日に開催されました国土審議会第7回圏域部会において配布されました資料2「地方公共団体、経済団体からの意見聴取結果まとめ」で、本県の意見が、「その他の区割が望ましいが具体的な区域の提案は困難」と紹介されましたが、本県の意見と食い違う表現であり、「パターンの選択は行わない」との意見に修正をお願いします。

2 第7回圏域部会での議論について

圏域部会の議論に対する本県の意見は、5月23日付け新潟県との共同要望書「国土形成計画広域地方計画に関する要望」（別添写し）のとおりです。

「国土形成計画広域地方計画に関する要望」

地域の実情に応じた課題を解決し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための取組みを実効あるものとするには、地方の自己決定・自己責任の原則に基づく真の地方分権改革を推進することが必要不可欠であります。

社会圏、経済圏は複雑かつ重層的に存在しており、広域的な課題は、分野ごとに対応すべき範囲が異なることから、その対応については、必要に応じそれぞれの隣接県等と連携を図って進めてきています。例えば、新潟県、福島県の両県においては、新潟・福島による阿賀(野)川の水環境保全の取組み、新潟・群馬・福島による尾瀬の環境保護の取組み、山形・新潟・福島の公設試験研究機関による地域特産資源を活用した機能性食品の開発などテーマに応じた連携を図っているところであります。

従いまして、広域地方計画区域の設定にあたりましては、地方の主体的な取組みを尊重するという国土形成計画の基本理念に鑑み、各地域の自主的・自発的な連携を基本とすべきであり、これまでの連携の実態や今後の新たな連携の取組みを阻害するような一律的・単線的な枠組み設定は困難であると考えております。

重複なく区域を設定する一律的・単線的な枠組み設定は、道州制における「枠組み」先行の議論を助長し、結果として身近な住民の意向を反映した住民主役の真の地方分権改革を妨げるおそれがあります。

以上のことから、地方の各々の意思が尊重されるよう地方の意見との十分なすり合わせを行い、安易な区域設定が行われないよう、強く要望します。

平成18年 5月17日

国土交通省国土計画局
大都市圏計画課長 殿

茨城県企画部長

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見について（回答）

平成18年4月21日付け事務連絡「国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、経済団体からの意見聴取結果について」で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

以下の理由により、北関東と東京圏を分割することは難しいのではないかと考えており、前回と同様、首都圏8都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）〔パターン1〕が最も適当であると考えます。

〔理由〕

- ①つくばエクスプレスの開業等により、あらゆる分野で東京圏とのつながりが一層強くなることが予想されること（例えば、当県TX沿線の住宅分譲地については、多くの東京圏在住の方々に購入していただいている。）
- ②整備が進展している常陸那珂港については、東京湾内諸港との機能分担を明確にし、一層活用すべきであるとともに、平成21年度を開港目標としている百里飛行場については、成田国際空港や東京国際空港との連携や役割分担を明確に位置付けることが必要であること

なお、首都圏に係る広域地方計画については、首都圏全体で対応すべき内容と北関東及び東京圏で対応すべき内容を分け、計画の構成を2層制とすることについても検討していただいております。

地振号外

平成18年5月17日

国土交通省国土計画局大都市圏計画課長 様

栃木県企画部長

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見の再提出について

平成18年4月21日付け事務連絡で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

企画部地域振興課

担当：金子

TEL：028-623-2233

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見照会事項（再提出）

国土形成計画広域地方計画区域検討案の4つのパターンに対する、県としての意見は3月に提出したとおりです。

第7回圏域部会での議論の概要	意見
<p>圏域の自立性、自主性ということを考えれば、区域は大括りがよく、パターン4が適当</p>	<p>広域地方計画を策定するにあたって将来を見据え広い視野で検討するためにも、区域を大括りとすることは適当であると考えるが、3月末に意見を示したとおり、パターン1が最も適している圏域、パターン4はパターン1に次ぐ案であると評価する。</p>
<p>圏域のバランスも考慮に入れるべきで関東を南北に分けることも検討すべき</p>	<p>関東を南北に分けることについては、3月末に示した意見・理由に加えて、以下の理由から望ましくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圏域のバランスを理由として、自然や歴史、経済、文化、住民意識などの一体性と異なる圏域をあえて設定することは不適當である。 ○水・農産物の供給、観光交流などの面において、東京圏とは相互補完的な関係にあり、いわゆる2007年問題や国際観光戦略、防災対策、環境対策など首都圏全体として解決しなければならない共通の課題を抱えている。

新政 第309-1号
平成18年5月11日

国土交通省国土計画局
大都市圏計画課長 様

群馬県理事 横尾 恒夫
(企画担当)

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見提出について

平成18年4月21日付けで照会のあった標記の件について、別紙のとおり意見を提出します。

担当
群馬県新政策課
政策調整グループ 五十嵐・櫻井
TEL. 027-226-2311 FAX. 027-223-4371
E-Mail. shinseisaku@pref.gunma.jp

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見について

群馬県

- ・大都市圏とその周辺県は、水、食料、自然、エネルギーなどの需給面で相互依存の関係にあり、群馬県は社会経済の面においても大都市圏と一体的に機能しており、相互補完の関係にある。
- ・大都市圏と周辺県を一体的な区域とすることで、水・エネルギー資源の需給面や、自然・観光・防災・経済活動における自立が可能になり、持続可能な地域経営を目指すことができる。
- ・群馬県では、北関東自動車道が完成すると、高速道路網の十字軸が形成されることで、東京を迂回しながら東西南北を結ぶ役割が期待され、将来において災害発生時などにおける広域的対応が可能となる。
- ・5県知事会議（福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県）においては、新潟県や福島県とも連携の実績があるほか、国際観光圏関東の取組では本県が主導して台湾を対象に関東に誘客をはかる取組を実施するなど、広域的な取組の実績がある。

以上により、群馬県としては、圏域の区域は大括りの方が望ましいと考え、福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県から構成される、関東甲信磐越の枠組みを提案する。

また、圏域のバランスの考慮により、北関東を独自圏域として大都市圏から切り離す考え方については、社会経済の実態とかけ離れており同意できない。

知 政 第 40 号
平成18年5月26日

国土交通省国土計画局地方計画課長 様

新潟県知事政策局長

広域地方計画における圏域の設定に関する意見について

平成18年4月21日付け事務連絡でご連絡のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

広域地方計画における圏域の設定に関する意見

新潟県

- 去る3月、国土交通省から提案のあったパターンに対してもお答えしたように、新潟県は、隣接するいずれの圏域とも密接な関係があるため、国土形成計画において1つの圏域に決めてしまうのは、たいへん無理があります。
- 区域の設定に当たっては、このような結びつきの実情を考慮し、地方の各々の意思が尊重されるよう、地方の意見との十分なすり合わせを行うことが必要と考えます。
- 本県としては、これまで要望してきたとおり、隣接する複数の圏域に対等な立場で属することができるよう、改めて要望いたします。

平成18年5月17日

国土交通省国土計画局地方計画課長 殿

富山県知事政策室長

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見について

平成18年4月21日付けで照会のあったことについては、下記のとおりです。

記

- 1 第7回圏域部会において、「圏域の自立性、自主性を考えれば、区域は大括りが良い。」「経済活力や国際化への対応等新たな可能性を考えると、パターン4で大きく区切るべき。」「国際化の観点から・・・」など、圏域は大きければ大きいほどよいとするような意見が見受けられた。
- 2 しかし、広域地方計画区域は「二以上の都府県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある」区域であり、一概に大きいほうが良いとは言えないのではないか。
- 3 国土形成計画の基本理念の一つとして、「自立的に発展する地域社会」を掲げているが、これは、国による公共事業の実施や補助金に頼るのではなく、各地域がその特性に応じて知恵や創意工夫を凝らし、競い合うことが重要であり、そのことが我が国全体の発展につながるということを説明したものと考えられる。
- 4 そうした地域社会をつくる基盤となる国土の形成に関する施策を一体的・総合的に取り組む必要がある区域について「広域地方計画」を定めるものであり、区域区分は、区域の大小ではなく、「地域住民の意向、社会経済活動における密接な関係、自然条件、歴史的・文化的背景の類似性」によって判断すべきである。
- 5 なお、「自立性、自主性」という言葉からは、地方公共団体に係る制度改革、すなわち現在の都道府県に代わる「道州制」の導入を論ずるかのような印象を受けるが、計画区域の議論としてはふさわしくないのではないか。



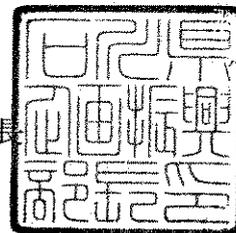
企 第 315 号

平成18年5月17日

国土交通省国土計画局

地方計画課長 様

石川県企画振興部長



国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する
再意見の提出について

平成18年4月21日付けで送付いただいた国土形成計画広域地方計画区域検討案
に対する意見聴取結果及び第7回圏域部会での議論を踏まえ、別紙のとおり再意見を
提出いたします。

(事務担当)

石川県企画振興部

企画課 内本、浅野

TEL 076-225-1316

FAX 076-225-1315

E-mail uchimoto@pref.ishikawa.jp

asano-y@pref.ishikawa.jp

国土形成計画「広域地方計画区域」検討案に対する再意見

- 1 石川県としては、意見として前回申し上げたとおり、過去から今日に至るまでの自然、経済、社会、歴史・文化等における密接な関係や、恒常的に人、物、情報が交流することにより自ずから適切な交流の範囲が形成されることを勘案すると、石川県を含む「広域地方計画区域」の範囲としては「北陸3県」が適切と考える。
- 2 地域の自主性・独自性を最大限生かす観点から、地方の自治体や経済団体の意見を尊重した圏域の設定を望む。

政推第102号

平成18年5月15日

国土交通省国土計画局

地方計画課長 様

福井県総合政策部長



国土形成計画広域地方計画区域の検討に対する意見の提出について

平成18年4月21日付けで送付いただいた国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見聴取結果および第7回圏域部会での議論を踏まえ、別紙のとおり意見を提出します。

〔担当〕

福井県総合政策部政策推進課

前川（嘉）、武部

TEL 0776-20-0225

FAX 0776-20-0623

E-mail seisaku@pref.fukui.lg.jp

平成18年5月15日

福 井 県

国土形成計画広域地方計画区域の検討に対する意見

広域地方計画の区域設定については、平成18年3月に各都道府県、経済団体等から提出された意見を最大限尊重し、引き続き国土審議会圏域部会において検討を進められるよう、以下の点について意見を提出します。

- ・ 計画の「戦略性」および「実行可能性」を最大限引き出すためにも、区域の設定を議論・判断するに当たっては、計画の作成・実行主体である地元の意見を最も重視すべきと考える。
- ・ 自然、歴史、文化、経済等での密接なつながりがあり、自立発展のポテンシャルを有する「北陸3県」を計画区域とするよう、あらためて要望する。
- ・ また、部会において、北陸3県の人口等の規模が小さいことを懸念する意見もあるが、国土形成計画法の趣旨を踏まえ、地域がその特性を十分に発揮しながら自立・発展することが可能な計画とするためには、一体性のある区域に設定することが必要である。

企 画 第 244 号
平成18年5月17日

国土交通省国土計画局
大都市圏計画課長 殿

山梨県企画部長

国土形成計画広域地方計画区域
検討案に対する再意見について

平成18年4月21日付けで照会のありましたこのことについては、次のとおりです。

(再意見)

これまでの全国総合開発計画における枠組みであれば、蓄積されたノウハウやネットワークの活用が期待でき、首都圏整備計画などの大都市圏計画制度との整合性が図られることから、パターン1を強く望みます。

事務連絡
平成18年5月15日

国土交通省国土計画局大都市圏計画課長 様

岐阜県 総合企画部長

第7回国土審議会圏域部会の議論を踏まえた国土形成計画
広域地方計画区域検討案に対する再意見について

平成18年4月21日付け事務連絡で照会がありました標記の件については、下記のとおりです

記

○国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する再意見（岐阜県）

圏域部会でも議論されているように、圏域の自立や国際化への対応等を図る上で、大括りの区域とすべきであり、中部山岳地帯等の国土保全・管理を一体的に推進といった視点からも、岐阜県を含む圏域については、前回提出の意見でも述べたとおり、中部圏開発整備法に基づく連携実績がある9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）の区域を設定するのが適当と考えます。

岐阜県 総合企画部 総合政策課 広域連携担当			
課長補佐	布施	担当	佐藤
電 話	058-272-1111(内線 2058)		
F A X	058-274-8509		
E-mail	sato-tomonori@pref.gifu.lg.jp		

平成18年5月8日

国土交通省国土計画局
大都市圏計画課長 様

三重県政策部長

国土形成計画広域地方計画区域検討案等に対する意見について

平成18年4月21日付け文書で通知のありましたことについて、区域検討案及び第7回圏域部会での議論について、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 今後の調整について

とりまとめに向けて「部会としての基本的な考え方を示す一方で、地元の考えも入れて、今後調整していきたい。」との記載があるが、圏域の重複についても調整が行われると考えて良いのか。

(3月9日付文書による照会に対して、本県からは「近畿圏及び中部圏の両区域に重複して位置づけられるべきである」という意見を提出してあるが、引き続き、この点が解決されることを望む。)

2. 区域の重複が認められない場合の取扱いについて

また、区域の重複が認められない場合にも、①広域地方計画の内容には、区域外にわたる施策・事業を記載しうる、②広域地方計画協議会には、区域外の地方公共団体や経済団体等の密接な関係を有するものを加えうる、という法制上の手当てがなされているとの説明がなされてきた。

これについて、②によって本県が関西圏の協議会に加わり、その結果①によって施策や事業を関西圏の広域地方計画に記載できたと仮定して、次の点はどのように整理されるのか教えていただきたい。

(1) 協議会における本県の立場は、区域内とされている地方公共団体と差があるのか。

(2) 計画に記載される「区域外にわたる施策・事業」の位置付けは、区域内の事業や施策と差があるのか。

事務担当：政策部企画室
計画・文化力・県土づくり担当
八太(はった)・丹羽
電話 059-224-2025
ファクス 059-224-2075
メール kikakuk@pref.mie.jp

平成 18 年 5 月 10 日

三重県政策部長 殿

国土交通省国土計画局大都市圏計画課長

「国土形成計画広域地方計画区域検討案等に対する意見」について（回答）

平成 18 年 5 月 8 日付け標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. について

広域地方計画は 2 以上の都府県の区域について「一体として総合的な国土の形成を推進する」ものであり、地理的には当該都府県全体を一体として対象とし、計画内容は総合的・網羅的（「自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成」とされており、このような性格を有する広域地方計画区域が重複することとはなりません（第 5 回圏域部会資料 4 - 1 p 3 等参照）。

2. (1) 及び (2) について

国土形成計画法第 10 条第 2 項の規定により、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、「当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」こととされており、また、同法第 9 条第 2 項第 3 号の規定により、広域地方計画には、「当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるもの」を含む主要な施策を定めることとされているところであり、いずれも、区域外であることをもって差異を設けることにはなっておりません。

なお、京都府、大阪府、経済団体等から、貴県の参加のご意見をいただいております。

以上

今後とも、国土交通行政へのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務担当】

国土交通省国土計画局大都市圏計画課

課長補佐 岩下、二平

TEL 03-5253-8360

国土交通省国土計画局長 様

三重県知事 野呂 昭彦

国土形成計画広域地方計画区域検討案等に対する意見について

平成18年4月21日付け文書で通知のありました区域検討案及び第7回圏域部会での議論について、下記のとおり意見を提出します。

記

国土形成計画法第10条第2項によって、広域地方計画協議会には、区域外の地方公共団体や経済団体等の密接な関係を有するものを加えることとなっており、また同法第9条第2項第3号によって、広域地方計画の内容には、区域外にわたる施策・事業を記載しうることとなっている。これら法制上の手当てに関する第5回圏域部会における貴省からの説明、及び5月10日付事務連絡による貴省からの回答によれば、実質的に区域の重複が認められることとなると理解している。

とすれば、区域の重複は認められないという貴省の見解は、整合性を欠くと思われ、平成18年3月30日付総企第015-27号で提出したとおり、本県としては、法令上明確に近畿圏及び中部圏の両区域に重複して位置付けられるべきと考えている。

なお、地方からの意見を聞くことなく方針及び区域案が決定されたことについては、「地方分権の流れの中での国と地方の協働によるビジョンづくり」という国土形成計画法の趣旨に反するものであり、今後の手続きにおいて同様の事態が生じないよう、強く希望する。

事務担当：政策部企画室 計画・文化力・県土づくり担当

八太（はった）・丹羽

電話：059-224-2025

ファクス：059-224-2075

メール：kikakuk@pref.mie.jp

事務連絡
平成18年5月17日

国土交通省国土計画局大都市圏計画課長 様

滋賀県政策調整部長

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見について（回答）

平成18年4月21日付け事務連絡で照会がありました標記の件について、下記のとおり回答します。

回答

- 本県は近畿圏と中部圏の結節点に位置し、現在まで生活や産業などあらゆる面で両圏域と密接な関係を有し、広域的な行政課題にも連携して取り組んできたことから、区域の重複について認められたい。
- なお、区域の重複が認められない場合には、中部圏との連携推進に支障が生じないよう、中部圏の広域地方計画に現在の富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の9県で実施している施策・事業を盛り込むとともに、中部圏の協議会は本県を含んだ構成とされたい。

滋賀県政策調整部企画調整課
企画計画チーム 中嶋
電話 077-528-3318
FAX 077-528-4830
E-mail ae0006@pref.shiga.lg.jp

事務連絡
平成18年5月17日

国土交通省国土計画局
大都市圏計画課長 様

大阪府政策企画部長

国土形成計画広域地方計画区域のとりまとめに向けての意見について

平成18年4月21日付け事務連絡に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

【区域のとりまとめに向けての意見】

これまでの関西における広域連携事業の実績や、その背景等を踏まえて、今後の連携推進に影響が生じることのないよう十分配慮されたい。とりわけ、区域割案において、近畿圏以外の区域とされている福井県、三重県、徳島県の意見を尊重されるよう重ねてお願いする。

担当：大阪府政策企画部都市再生・水資源 G 吹田 電話 06-6943-8054 FAX 06-6944-6619 電子メール SuitaI@mbox.pref.osaka.lg.jp
--

広域地方計画の区域検討案に対する意見

- 1 広域地方計画は、都道府県及び経済団体等の枠組みの見直し或いは再編等を前提とするものではないはずである。したがって、地域を実質的に運営・経営する主体、すなわち広域地方計画を中心となって推進する主体は、現存する複数の都道府県等であることを踏まえるべきである。
- 2 このような意味から、区域設定にあたっては、経済規模の大きさもあるが、むしろ各生活圈域の連続性や一体感を考慮するとともに、地方都市と中山間地域の格差や社会基盤の偏在に目を向けるべきであり、「中国」を区域とすることが適切と考えている。
- 3 なお、設定する区域の大小にかかわらず、人・物の交流、広域交通路網の整備、環境の保全・利用などの点からは、隣接する区域との連携・調整が不可欠であると考えます。

国土形成計画広域地方計画についての考え

国土形成計画広域地方計画区域に関する本県の考えは、3月末に文書で申し上げたとおり中国・四国については、「中四国一体の圏域にすべきである」と考えている。

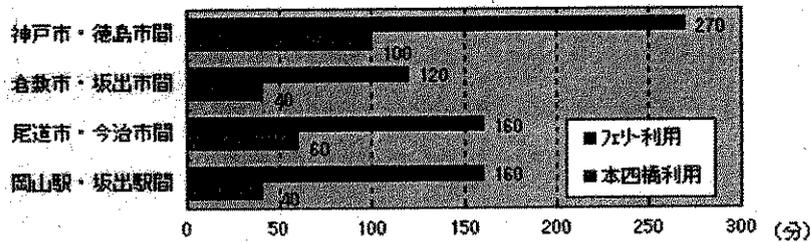
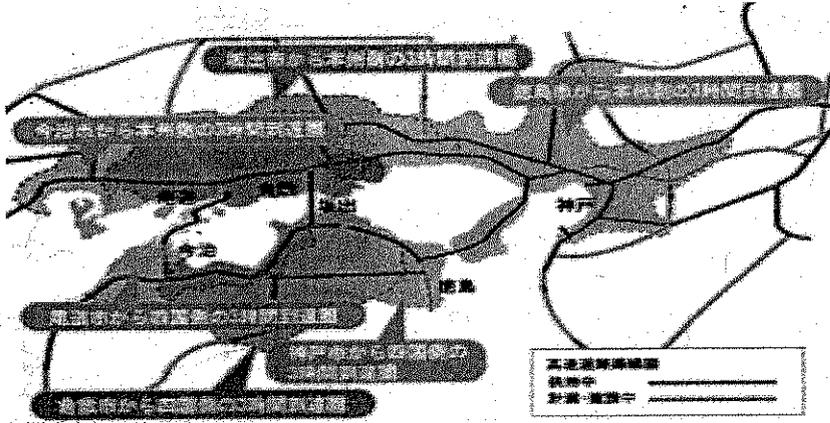
- ・ 広域地方計画区域についての中四国各県や関係団体の意見は承知しているが、先般の国土審議会圏域部会において委員が指摘されているように、経済活力や国際化への対応等新たな可能性や今後の発展性を考えると、パターン4で大きく区切るべきである。
- ・ 広域地方計画の策定にあたっては、「自立力」、「将来の発展可能性」のベースとなる各圏域の人口、経済規模のバランスが保たれることが重要と考えている。
中国・四国地方が一体となれば、圏域人口は九州や東北にも匹敵する1200万人規模となり、今後の地域間競争に十分耐えうる「自立力」が備わることとなる。
また、瀬戸大橋等の三橋、高速自動車国道の整備により、中四国地方の時間的距離は大幅に縮小し、地理的、社会経済的な一体性は年々強くなってきており、瀬戸内海の一体的な保全・利活用や太平洋、日本海の両海洋を活用した広域的な産業戦略や物流体系、国際観光戦略等を推進することで、圏域の発展可能性がより高まると考える。
- ・ 広域地方計画区域は、現行の都道府県制度を前提に、都府県境を越えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことをねらいとするもので、道州制の議論とは直接に関係するものではないとの見解を示されているが、広域地方計画の区域設定は、今後の道州制における枠組みの議論に影響を及ぼすものと考えている。
- ・ 本県では、平成13年9月に10名の有識者による「21世紀の地方自治を考える懇談会」（会長・松本英昭氏）を設置し、2年にわたって検討し、21世紀の分権型社会にふさわしい自立力を発揮できる広域自治体の仕組みとして道州制を提唱し、その枠組みとして中四国州の優位性を主張してきており、県議会や経済界も県と同じ考えである。

(参考)

1 瀬戸大橋等三橋による本四間交流の活性化

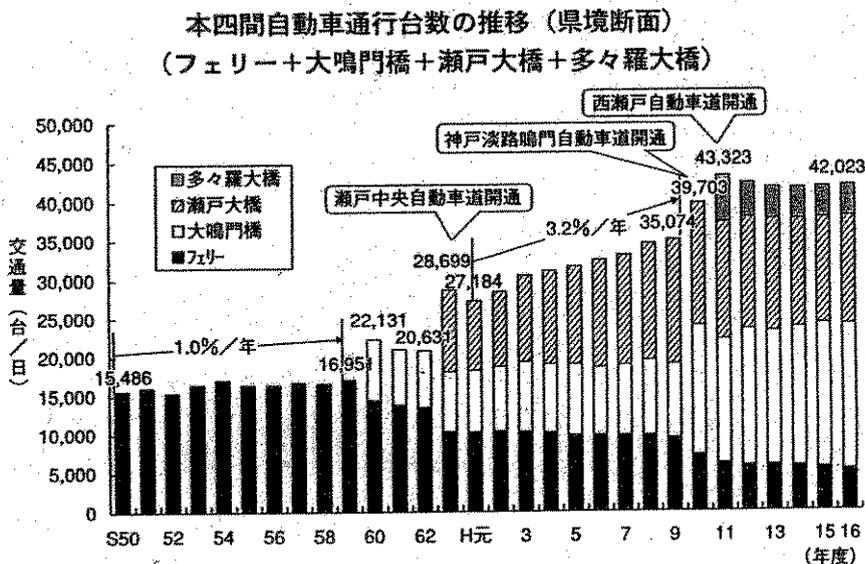
○時間短縮。随時性、确实性の確保

本四間の移動に要する時間は、従来のフェリー利用に比べて道路では3分の1に短縮（鉄道は4分の1）。徳島県では、3時間圏の本州側の人口は供用前は17万人から供用後は1,787万人と大きく拡大。



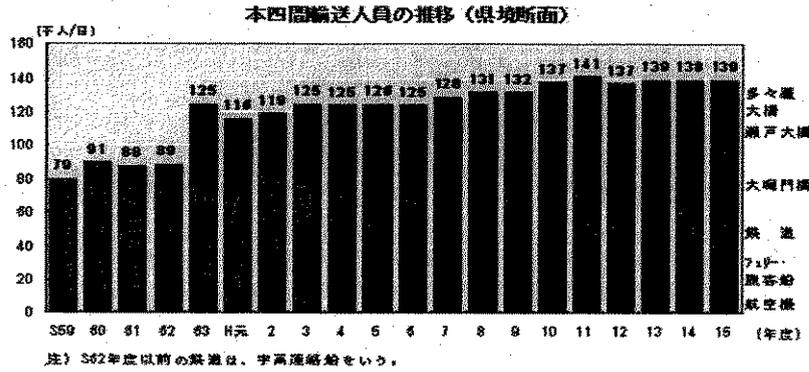
○自動車交通量の増加

本四間の自動車交通量は、架橋前（昭和59年度）の2.5倍に増加。目的別で見ると、トラックや営業車などの業務系交通量が着実に増加。



○交流人口の増加

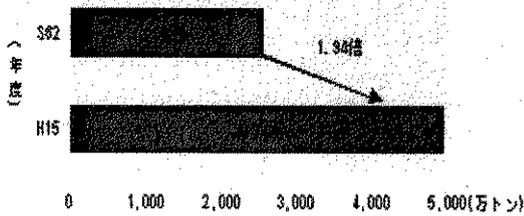
本四間の輸送人員は、架橋前の1.8倍に増加し、年間5千万人。



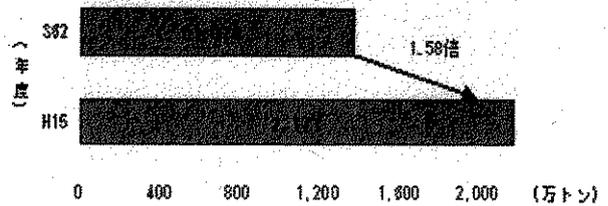
○物流の増加

本四間の物流は、全国平均を上回って増加。(全国は1.44倍)

全国～四国地域間の貨物輸送量(自動車)



阪神・山陽地域～四国地域間の貨物輸送量(自動車)



○瀬戸大橋等3橋の年間通行量(万台)

	瀬戸大橋 S63.4 開通		瀬戸内しまなみ街道			神戸淡路鳴門自動車道	
		JR 瀬戸 大橋線 (万人)	来島海峡大橋 H11.5 開通	多田羅大橋 H11.5 開通	生口橋 H3.12 開通	大鳴門橋 S60.6 開通	明石海峡 H10.4 開通
S63	385	1100				-	
H元	331	988				285	
H5	461	1094			144	327	
H10	576	947			178	603	924
H15	513	806	209	140	291	675	863
H16	508	787	215	143	298	683	876

資料出展：本州四国連絡高速道路(株)

中四国における広域的な取組

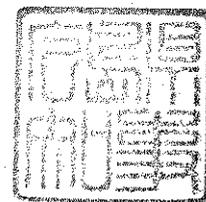
取組	概 要
中四国サミット (中四国 9 県、中国経済連合会、四国経済連合会)	中四国の一体的発展を目指し、1989 年度から知事、中経連、四経連会頭の会議を毎年開催。具体的事業として、中四国文化交流事業「中四国文化の集い」等を実施。
東中・四国スーパー・テクノ・ゾーン(STZ)の整備 (岡山県、香川県、徳島県、高知県)	①産官学の共同研究や広域的な研究開発等を行う研究開発事業、 ②情報化支援や研究開発に対する支援を行う産業支援事業 ③研究開発施設や情報関連施設の整備及び機能の拡充を行う施設整備事業
西日本中央連携軸推進協議会 (鳥取県、島根県、岡山県、香川県、徳島県、高知県)	観光パンフレット「6ケンわくわくMAP」の作成や交流の集いに対する助成事業の実施。
瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 (瀬戸内海沿岸の 129 市町村、11 府県、地方整備局、運輸局等)	瀬戸内海沿岸に位置する各市町村が一堂に会し、新たな文化の創造、観光、レクリエーションの振興、生活環境の拡充を図ることにより、瀬戸内地域全体のさらなる振興と発展を図っていくため、1993 年から毎年、リフレッシュ瀬戸内(市民ボランティアによる海浜の一斉清掃活動)や、地域の情報の発信等を実施。
瀬戸内四都市広域観光推進協議会 (神戸市、倉敷市、鳴門市、琴平町)	2003 年 4 月に設立された協議会であり、個性ある観光資源を持つ四都市が手を結び、魅力度の高い広域の周遊ルートを設定し、訪日外客を含む全国からの観光客を対象とした共同による広域観光誘致事業を実施。
瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (瀬戸内海沿岸 2 府 11 県知事：京都府、大阪府、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分県、域内 5 政令指定都市市長、域内 12 中核市市長)	瀬戸内海環境保全知事・市長会議(1971 年発足)を毎年開催し、瀬戸内海的环境等について協議する。主な事業として、瀬戸内海的环境保全に関する国への建議及び要望活動、海上浮遊ゴミ等に関する普及啓発事(3,000 万人瀬戸内海クリーン大作戦の実施)等を実施。
瀬戸内海海ごみ対策検討会 (中国地方整備局、四国整備局、中国四国地方環境事務所、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、漁業協同組合連合会等三十二機関)	瀬戸内海のごみの発生抑制及び適正処理の推進を図り、瀬戸内海的环境を保全することを目的に、関係機関が海ごみ問題に関する共通認識を持って共同して対策を検討するため、2006 年 3 月設置。
医療に関する取組	
中国・四国ブロック内拠点病院連絡協議会 (中四国 9 県、広島市、ブロック拠点病院(3 病院)、拠点病院(58 病院)、広島県臨床心理士会)	中四国地方のエイズ対策の有機的連携と、エイズ医療水準の向上を図るために 1997 年に設置。中四国ブロック内のエイズ対策の計画・立案に関すること及びブロック拠点病院、臨床心理士会、拠点病院及び各県市の連携に関すること等を協議事項としている。
国際交流に関する取組	
中国・四国海外技術研修員合同交流事業 (中国 5 県、徳島県)	中国四国各県受け入れの海外技術研修員等に研修に関する情報交換と親睦・交流を深める場を提供することにより、研修員相互のネットワークづくりを進めるとともに、広域連携を推進し、研修員受入事業の効果的な運営を実施。(1998 年度より実施)

平成18年5月15日

国土交通省国土計画局地方計画課長 様

広島県知事

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
政策企画部企画調整局



国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見について（回答）

平成18年4月21日付けで事務連絡のあったこのことについては、別紙のとおりです。

担当：企画調整局政策企画担当

橋本，八剣

電話：082-513-2414

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見

広島県

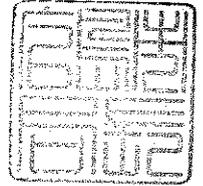
次の理由により、中国ブロックと四国ブロックは別の区域とすべきである。

- 1 本四3橋が完成して7年が経過するが、中国・四国は圏域として一体化していないこと
 - 全国総合開発計画や地方開発促進計画では、これまで中国ブロックと四国ブロックは別々に策定され、各ブロックにおいて、各種施策を長期間にわたり推進しながら、近年、ようやく圏域内での一体感を実感できるようになったところである。
 - 一方で、中国ブロックでは、日本海側の高速道路整備の遅れとともに瀬戸内海側と日本海側を結ぶ高速道路ネットワークが未完成であるなど、各ブロック内においても、依然、課題が多く残っている状況にある。
 - 昨年末に国土交通省が実施した「住民アンケート調査」をはじめ、企業、地域住民の意識において、「中国ブロックと四国ブロックは別」との調査結果がでており、これまでの地理、歴史、文化、経済などの繋がりなどを考えると、中国ブロックと四国ブロックを一体的な圏域として捉えることは困難である。
 - 本四3橋が完成して7年が経過するが、両ブロックは、国民の意識の上からも、実態上も、圏域としての一体化は進んでおらず、逆に、中国は中国、四国は四国として、一体化に向けた取組みが進められており、中四国の将来を考えると、中国、四国は、それぞれ別の圏域として広域地方計画を策定していくべきと考える。
- 2 大多数の県や団体が別の区域とするよう主張していること
 - 中国地方においては、岡山県以外は、中国5県が適当であると回答している。また、四国地方を含めても、中四国9県の圏域が適当であると回答しているのは、岡山県のみであり、地域の大多数の意見を反映して、中国は中国、四国は四国として別の区域にすべきである。
- 3 具体的な計画作りは地方が主体となることから地方の意見を尊重すべきこと
 - 法の基本理念に示されているように、広域地方計画は、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、その地域において主体的に定められるべきものである。広域地方計画のベースとなる圏域が、当該圏域内の団体の大多数の意見を無視して決定されることは、法の趣旨に反するだけでなく、その地方で具体的な計画を策定するという実行可能性を考えると、国土形成計画そのものの存在意義が疑われることになるのではないかと懸念される。

広企企第 33号
平成18年5月17日

国土交通省国土計画局
地方計画課長 様

広島市企画総務局
計画担当局長



国土審議会第7回圏域部会における議論を踏まえた国土形成計画
広域地方計画区域検討案に対する意見について(回答)

日頃より本市行政に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年4月21日付け事務連絡で照会のありました標記の件について、本市の意見は次のとおりです。

本市としては、先日の意見照会で回答したとおり、広域地方計画の区域設定に関する貴省の選択肢によれば、中国ブロック（中国地方5県）と四国ブロック（四国地方4県）を別個の広域地方計画区域として設定する案が適切であると考えています。

こうした中、本市は、中四国地方の中核都市として周辺地域の発展に貢献していく立場にあると認識しています。このため、例えば、瀬戸内海の周辺地域からなる沿岸域圏や中四国地域連携軸の形成を図ることなどにより、必ずしも広域地方計画の区域の枠にとらわれない幅広い交流と連携の取組が必要であると考えています。

広域地方計画の具体的な計画づくりは地方が主体となって行うものです。今後、広域地方計画区域の設定など国土形成計画の策定に当たっては、こうした地方の意見を最大限尊重していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 18 年（2006 年）5 月 1 日

国土交通省国土計画局地方計画課長 様

山口県総合政策局政策企画課長

国土形成計画広域地方計画区域の検討に係る意見及び質問について

平成 18 年 4 月 21 日付けで通知のあったこのことについて、下記のとおりお尋ねします。

記

- 広域地方計画区域については、中・四国地方では、地方公共団体、経済団体とも「中国 5 県」及び「四国 4 県」の枠組みを支持する意見が多数である。
- これは、圏域部会の主たる意見であるパターン 4「中四国 9 県」と異なっている。
- 広域地方計画は国土交通大臣が定めることとされており、一方で、計画策定は、広域地方計画協議会において、国と県等が対等の立場で行うとされている。
- このような中で、国として、地元の地方公共団体等の意見をどのように受け止めておられ、今後具体的にどのような調整を図られる考えか、お尋ねする。

山口県総合政策局政策企画課

政策班 主幹 宮地 理

Tel 083-933-2516

e-mail miyaji.satoshi@pref.yamaguchi.lg.p

事 務 連 絡

平成18年5月9日

山口県総合政策局政策企画課長 殿

国土交通省国土計画局地方計画課長

「国土形成計画広域地方計画区域の検討に係る意見及び質問」について（回答）

平成18年5月1日付けで照会のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

国土審議会第7回圏域部会においては、ご指摘のとおり、中・四国地方では、地方公共団体、経済団体とも「中国5県」及び「四国4県」の枠組みを支持する意見が多数であったところであり、このことについては圏域部会委員も承知しているところであります。

「今後具体的にどのような調整を図られる考えか」とのお尋ねにつきましては、第7回圏域部会における部会長の発言にもあるように、区域設定の基本的考え方を明確にしつつ、地方公共団体や経済団体からいただいたご意見との調整を図ってまいりたいと考えているところです。

今後とも、国土交通行政へのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【担当】

国土交通省 国土計画局 地方計画課

専門調査官 荒山 豊

電話 03-5253-8111（内29-516）

メール arayama-y2v9@mlit.go.jp

事 務 連 絡
平成 18 年 (2006 年) 5 月 17 日

国土交通省国土計画局地方計画課長 様

山口県総合政策局政策企画課長

国土形成計画広域地方計画区域の検討に係る意見及び質問について
平成 18 年 4 月 21 日付けで通知のあったこのことについて、下記のとおり意見を述べます。

記

○中国地方における広域地方計画区域について、山口県は、中国 5 県とすることが
適当であると考えている。

《理由》

▽中国 5 県は、現在において、自然、経済、社会、文化等において繋がりも強く、歴史的にも最も自然な組み合わせである。また、将来的にもその繋がり
は維持されると予測される。

▽中四国 9 県は、次の点から中国 5 県の枠組みに劣ると考えられる。

- ・瀬戸内海を挟み地理的なまとまりが弱い。
- ・経済団体等、中四国それぞれ別のものが多く、一体性がない。
- ・官公庁も同様で、中四国それぞれ別のものが多い。
- ・地域住民もあまり四国との一体性を感じていない。
- ・以上のような状況が将来変わり、中四国の一体性が深まる可能性は少ないと考
えられる。

○いずれにしても、広域地方計画の策定は、広域地方計画協議会において、国と県
等が対等の立場で行うとされていることから、区域割についても、地元自治体等
の意向が尊重される必要があると考えており、国として地元自治体等との調整を
積極的に図られるべきと考える。

山口県総合政策局政策企画課

政策班 主幹 宮地 理

TEL 083-933-2516

e-mail miyaji.satoshi@pref.yamaguchi.lg.jp

事務連絡
平成18年5月17日

国土交通省国土計画局
地方計画課長 様

徳島県企画総務部長

国土形成計画広域地方計画区域検討案について（依頼）

平素は、本県国土交通行政の円滑な推進に一方ならぬご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年4月21日付文書に基づく表記検討案に関わる意見について次のおり送付いたします。

よろしくご配慮のほどお願いいたします。

◎ 国土形成計画広域地方計画区域検討案に関わる徳島県意見

- 1 国土形成計画広域地方計画区域の決定にあたっては、関係地方公共団体及び関係経済団体の意見を最大限尊重いただきたい。
- 2 特に、区域の境界に属する都道府県の取り扱いにおいては、当該都道府県及び区域構成団体の意見を尊重し、必要に応じ、複数の区域の重複を認めていただきたい。

18 政策第 1 1 1 6 5 号

平成 1 8 年 5 月 1 7 日

国土交通省国土計画局
地方計画課長 殿

香川県政策部長
(公 印 省 略)

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見について

平成 1 8 年 4 月 2 1 日付け、事務連絡で照会のありました標記のことについて、

別添のとおり提出します。

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見

団体名 香川県

【意見】

本県としては、平成 18 年 3 月 27 日付け 17 政策第 64027 号で回答したとおり、広域地方計画区域は、四国地域を一つの圏域とすべきであると考えている。

【その理由】

広域地方計画の区域は、地理的・社会的な一体性や経済的な結びつき、歴史的経緯や国の地方支分部局の配置状況等を勘案して決定すべきであり、中・四国としてよりも、四国としての方が地域の結びつきが強いことから、四国地域 4 県とするのが妥当と考える。

また、広域地方計画の実効性を考えると、それぞれの取り組むべき主体の意思を尊重すべきであり、本年 3 月の都府県や経済団体等への意見聴取の結果から、中・四国各県及び経済団体の中で、中国地域、四国地域それぞれで圏域設定することを望んでいる意見が多いことから、四国地域を広域地方計画区域とすることが妥当と考える。



18企画第240号
平成18年5月17日

国土交通省国土計画局長 殿

愛媛県知事 加戸守行



国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見について

標記計画区域について、別添のとおり意見を提出します。

国土形成計画広域地方計画区域検討案に関する意見

団体名 愛媛県

【意見】

圏域部会においては、中・四国地域を一つの圏域とすることが適当としているが、本県としては、前回の意見と同様、中国地域、四国地域を別々の圏域とすべきであると考えている。

【その理由】

先に実施した県民意識の結果にも表れているとおり、生活、文化、伝統、歴史の面で四国4県の結びつきは非常に強いものがあり、これに比べると中国地方との関係は比較的希薄である。このことから、現状では、四国地方で一つの圏域を設定することが適当と考えている。

また、本年3月の都府県等への意見聴取の結果を見ても、中・四国各県及び経済団体の中で、中・四国圏域に賛同しているのはごく少数であり、ほとんどが中国地方、四国地方それぞれで圏域設定することを望んでいる。

なお、広域地方計画の策定に当たっては、都府県や経済団体が協議会に参加し、地方が主体的にその地域の将来ビジョンを考えていくこととされている以上、圏域の決定に当たっても当然地方の意見が尊重されるべきものであると考えている。

18高分連第11号
平成18年5月17日

国土交通省 国土計画局
地方計画課長 様

高知県企画振興部長
(公 印 省 略)

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、経済団体からの意見
聴取結果について (回答)

平成18年4月21日付け事務連絡にて照会のあったこのことについては、下記のとおり
意見を提出いたしますので、よろしくお取りはからいください。

記

広域地方計画区域については、「地方公共団体、国民等の意見や、国土審議会圏域部会に
おける調査審議の結果を踏まえつつ、政令で定めることとされている」(平成17年12月
22日付け国計総第95号 国土交通省国土計画局通知) ことから、国においては、同区域
を定めるに当たっては、この趣旨を踏まえ説明責任を果たしていただくようお願いしたい。

特に、多くの都道府県や関係団体、国民の意見が同じ場合に、その意見と異なる区域
を国が定める場合には、説明責任を十分果たしていただくようお願いしたい。

団体名 北九州市

国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する
意見聴取結果についての意見

現在の広域地方計画区域検討案では、パターン1～パターン4いずれの案においても九州地方に関しては九州7県でブロックを構成する案となっており、区域設定については当該案で適当と考えるが、以下のとおり意見を述べる。

1. 地理的要因

関門地域は、九州と本州の唯一の結接点として重要な位置にあり、関門鉄道トンネル、関門国道トンネル、関門橋などさまざまな交流・物流基盤により有機的に連結している。道路ネットワークについて関門海峡道路が地域高規格道路として候補路線指定がなされているほか、下関港・北九州港・博多港の3港によるスーパー中枢港湾の指定を目指すなど、新たな動きも出ている。

また、アジアとの関係においても、九州及び関門地域は、その近さから、今後の我が国のアジア戦略において、ますます重要な地域となる。

2. 連携の蓄積

北九州市と下関市との連携においては、全国初の県境を越えた同一内容の関門景観条例の制定や市立図書館の広域利用、市立施設の高齢者相互利用など、ソフト面での様々な連携の実績があるほか、経済分野においても、九州・山口経済連合会（8月から「九州経済連合会」に改名）に山口県内の経済団体も加入・活動するなど、密接不可分な関係にある。

以上により、隣接する山口県は九州ブロック広域地方計画の策定・実現に密接な関係を有する。

【意見】

(1) 組織面

九州ブロック広域地方計画協議会への山口県の参加が、必要不可欠である。

(2) プロジェクト面

九州・中国両ブロックの「玄関」をつなぐ関門の各プロジェクト推進への特段の配慮をお願いしたい。

国土交通省国土計画局
道上地方計画課長 様

社団法人 東北経済連合会
会長 幕田 圭一

国土形成計画広域地方計画区域の検討についての意見

平成18年4月21日付け文書で通知のありました件につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 当地域においては、去る5月12日(金)に東北7県と北海道の官民で組織する「北海道・東北21世紀構想推進会議」の総会が開催され、名称を「北海道・東北未来戦略会議」と変更し、また、平成18年度計画として「ほくとうトップセミナー」を開催するなど、官民協同による地域戦略と遂行機能の強化を確認したところでございます。

これは一例ではありますが、当会のみならず東北各県自治体も、新潟県を含む7県としての今後の活動に期待を寄せているところであり、広域地方計画区域の検討については是非ともこうした状況を斟酌頂くよう改めてお願い申し上げます。

2. 本年3月末に提出された自治体・経済団体の意見の中にも、隣接区域間の連携に関して言及したものがありましたが、広域地方計画の策定段階等における隣接区域への参加等の連携を可能とするならば、今回の広域地方区域の設定自体が新たな広域地方計画策定の必要条件ではないとも思われ、現状維持としても不都合は生じないとも思慮致します。

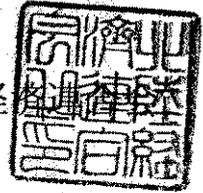
このような前提に立ち、今回の広域地方区域の見直しについては新潟県自身が明確な意思表示をしていない状況にあることから、先々の地域活動の枠組みについて禍根を残すことにならないよう、慎重なご検討を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成18年5月16日

国土交通省国土計画局
地方計画課 御中

北陸経



国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する意見

4月21日付文書により照会いただいた標記に対し、北陸経済連合会は、以下の理由により「パターン4」に反対し、富山・石川・福井の三県を一体とする「北陸圏域」の設定を強く要望いたします。

1. 広域地方計画の圏域の単位については、全国画一の基準で設定するのではなく、計画の実効性を確実なものにする観点から、当該地域づくりの実施主体となる「地域住民、自治体、経済界」の「地域にかける思い」を最大限尊重すべきです。特に、当該地域の将来を主体的に考え、創造していこうとする人々のまとまりは大切であり、歴史・文化・地域特性等の共通基盤を欠く圏域は不適切です。
2. 「北陸三県」は国際的にみて十分自立できる人口・経済規模を有しており、広域地方計画に対し主体的かつ自立的に取り組むことが可能です。
3. 経済活動や人々の交流は、国内のみに止まらず、全世界と結びついております。特に成長著しい東アジア諸国との共生を図る観点から、日本海側に一つの圏域としての「北陸地域」を設定した上で、他の圏域との緊密な連携を図り、国土全体としての総合力を高めていくべきです。

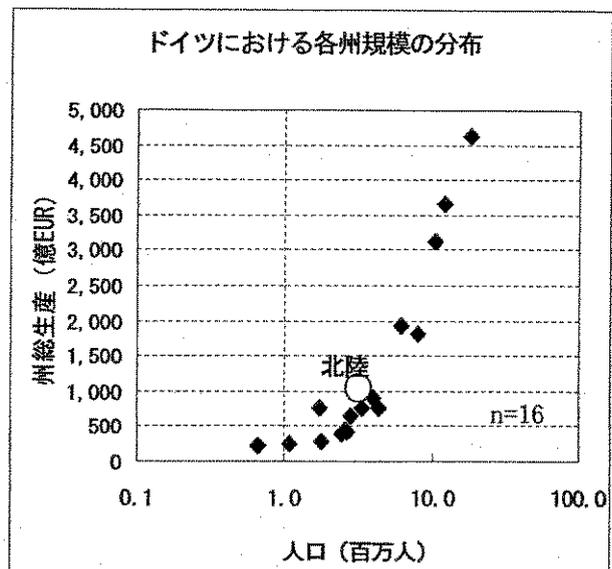
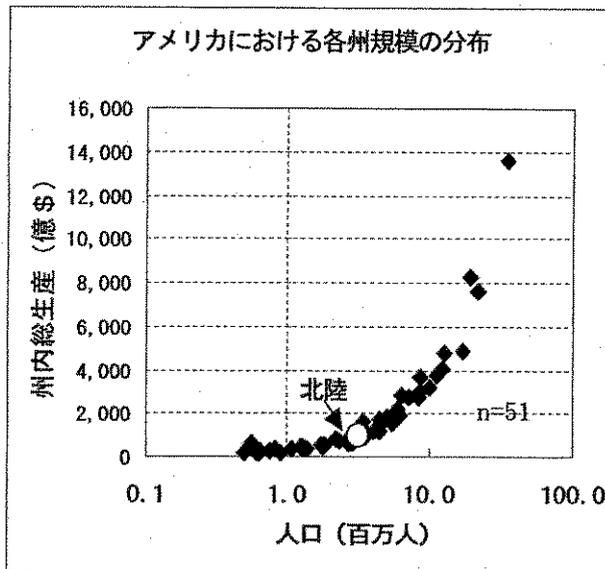
(参考)

- ・コンパクトかつ一体性がある「北陸三県」は、住民にとって参加がしやすく、コンセンサスが得やすい、社会的合意形成の面でも最適な圏域の単位です。
- ・広域地方計画の主要な実施主体である、自治体(富山県・石川県・福井県)、地元経済界(北陸経済連合会・三県の商工会議所連合会)は、「パターン4」を望んでおりません。〈第7回圏域部会資料〉
- ・地元住民の意向が「富山・石川・福井」で構成される「北陸三県」による圏域であることは、国が実施したアンケート結果からも明らかです。「パターン4」は地域住民の意向と大きくかけ離れています。〈第4回圏域部会資料〉
- ・社会経済活動(人流、物流、通信、進学、居住地移動、企業活動)の実態、歴史・文化の面で「北陸三県」は固有の地域であると整理されています。〈第2回圏域部会資料〉

- ・自然・気象条件に関し、「北陸三県」と「東海地方」とは、「平成18年豪雪」を例に引くまでもなく大きな違いがあります。「北陸三県」と雪のない「東海地方」とを一緒にすることは、インフラ整備、災害対応等の面から相応しくありません。
- ・「北陸三県」は、電気・電子工業、機械工業、医薬品、化学など裾野の広い産業を有する日本海側随一の産業集積地域であり、近年は環日本海時代（アジア経済圏）のゲートウェイ機能を果たすなど、自立発展のポテンシャルに優れた地域です。
- ・「北陸三県」のGDP（約1,000億US\$）は、世界的に見れば、マレーシアやシンガポールなど一国に匹敵（約190カ国中40位程度）する経済規模であることを肯定的にとらえていただきたいと思います。
- ・欧米諸国では小さな地域や地方都市がそれぞれの地域の特色を活かしながら自立、発展しているという事実もあり、圏域の「規模」や圏域間の「格差」が必要以上に問題視されることのないよう要望いたします。

【アメリカ・ドイツの州規模の分布】

- ▶ 北陸三県より人口、GDPとも同等以下の州
 ・アメリカでは51州中20州（2001年） ・ドイツでは16州中8州（2002年）



- ・なお、「広域物流体系の整備」、「国際観光ルートの構築」など、北陸三県の枠を超える重要な諸課題に対しては、「国土形成計画法」に記載された法制上の手当てに従い、中部地方、関西地方、新潟県などと、必要に応じ積極的に連携を進めることで対処が可能です。

以上

[担当]

北陸経済連合会 理事事務局 長 水上靖仁
 TEL:076-232-0472 FAX:076-262-8127
 E-mail: mizukami@hokkeiren.gr.jp

平成 18 年 5 月 17 日

(社)中部経済連合会

広域地方計画の区域について

以下の観点から、本会は中部圏に関して、愛知、岐阜、三重、静岡、長野の 5 県を一つの圏域とすることが適切であると考えている。

1. 愛知、岐阜、三重、静岡、長野の中部 5 県は、経済、文化等の面で結びつきが強く、愛知万博の開催、セントレアの開港が成功したのも、この強固な結びつきによるところが大きい。
2. 国土形成の観点からは、水源である河川の上流から下流の沿岸部までを一体として、環境保全と産業振興の両面の目標を達成しつつ整備していく必要がある。長野県が、伊勢湾、駿河湾に流入する中部の主要河川の水源であることを考慮し、区域を設定すべきである。
3. 三遠南信エリアは、愛知、静岡、長野の 3 県をまたがる経済圏であり、過去から人的、経済的結びつきが強かったが、近年さらに産業や観光の面での広域連携を深め発展している。

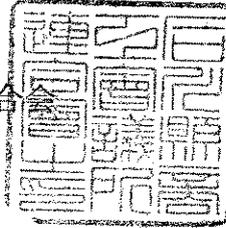
なお、中部 5 県と北陸 3 県の連携が、東海北陸道の全線開通により、工場進出や広域観光の推進を中心にさらに深まると考えられることから、8 県を一体とした全体構想の下で、中部と北陸毎に 2 つの計画を策定するなど、隣接する圏域間の連携を十分に考慮して広域地方計画を策定することが重要である。

以 上

平成 18 年 5 月 16 日

国土交通省国土計画局
地方計画課 御中

石川県商工会議所連合



国土形成計画広域地方計画区域検討案 に対する意見

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、何かとお世話になり、厚く御礼申し上げます。
4月21日付文書により照会いただいた標記の件につきましては、あらためて下記の通り
意見を提出いたします。

謹 白

記

○ 富山・石川・福井の三県を一体とする「北陸圏域」を設定すること

理由：前回の意見聴取の際も申し上げた通り、北陸三県（富山県・石川県・福井県）は、三大都市圏のいずれからも近いという有利性を持ち、気候風土を始め歴史・文化等にも多くの共通点があり、現在の社会経済的活動においても密接な関係がある。

更に、いわゆる「北陸三県」の自治体（富山県・石川県・福井県）、地元経済界（北陸経済連合会・三県の商工会議所連合会）はいずれも、富山・石川・福井の三県を一体とする圏域設定を要望している。

なお、新潟県については、第7回圏域部会において「新潟県は日本海物流等に着眼して北陸に区分するのがよいのではないか」との意見が出されているようであるが、国土交通省の第7回全国貨物純流動調査（平成12年調査）によると、必ずしも新潟県と北陸三県との物流は多いとはいえず、富山・石川・福井の三県とするのが妥当と思われる。

※新潟県発富山県・石川県・福井県着は全体の3.5% (23,145 t / 653,848 t × 100)

富山県・石川県・福井県発新潟県着は全体の2.3% (15,113 t / 646,266 t × 100)

ちなみに

石川県発富山県・福井県着は同じく2.3% (14,942 t / 653,848 t × 100)

富山県・福井県発石川県着は同じく3.1% (20,317 t / 646,266 t × 100)

[担当] 金沢商工会議所総務部企画調査課 奈良清則

TEL076-263-1155 FAX076-261-6500

平成 18 年 5 月 10 日

国土交通省国土計画局地方計画課 御中

広島県商工会議所連合会
会 頭 宇 田 誠

国土形成計画広域地方計画区域検討案についての意見

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 18 年 4 月 21 日付け「国土形成計画広域地方計画区域検討案に対する地方公共団体、経済団体からの意見聴取結果について」並びに「第 7 回圏域部会概要」を拝見させていただきました。この中で、第 7 回圏域部会において中国・四国を大括りした「パターン 4」が適当とされた件について下記のとおり意見を述べさせていただきます。 敬具

記

意見聴取結果では中国・四国地域の経済団体の中で「中国・四国が一体となるべき」としているのは岡山県商工会議所連合会が唯一の団体であり、大勢として中国地域の経済団体では現状の中国 5 県が良いとしており、四国地域の経済団体でも現状の四国 4 県が良いとしております。

地図上の区割りでは中国・四国の一体化も可能かもしれませんが、当地域に居住している者の実感として中国地方と四国地方の間は本四架橋で結ばれているとはいえ、地理的・歴史的な繋がりは非常に疎遠な状況にあります。

例えば、鳥取県鳥取市と高知県宿毛市、徳島県阿南市と山口県長門市など仮に中国・四国地方の対角線上の都市を移動しようとするれば最速の交通手段を利用しても 6 時間 30 分～7 時間を費やすことになり、他の区域と比較すると格段に交通の便が悪い区域となります。このように中国・四国を一つの行政区域として管轄することは多方面で無理が生じるものと考えられます。

広島県商工会議所連合会として意見聴取時にも述べましたように、現状の中国 5 県は、地方計画等の策定上支障をきたしておらず、パターン 1 の現状区分が適当な区分と思われれます。

以上

鳥取県鳥取市 ↔ 高知県宿毛市

鳥取	↔	上郡	↔	岡山	↔	宿毛
(JR 特急スーパーはくと)		(JR 山陽本線)		(JR 特急南風)		
67分		〈9分〉	52分	〈22分〉	286分	

所要時間：7時間16分（乗り継ぎ時間を含む）

料金：14,200円

山口県長門市 ↔ 徳島県阿南市

長門	↔	厚狭	↔	徳山	↔	岡山	↔	高松	↔	徳島	↔	阿南
(JR 美弥線)		{ JR 新幹線 こだま }		{ JR 新幹線 レールスター }		{ JR マリンライナー }		{ JR 特急 うずしお }		{ JR 特急 むろと }		
65分	〈21分〉	27分	〈16分〉	65分	〈17分〉	55分	〈8分〉	74分	〈18分〉	33分		

所要時間：6時間39分（乗り継ぎ時間を含む）

料金：14,580円